



チャレンジ!! 組合士



～ 組合の力をさらに伸ばすために! ～

中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験(中小企業組合検定試験)を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス(組合自治)の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で3,025名(平成28年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。

お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ!

【中小企業組合検定試験の概要】

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	5,000円 (一部科目免除者は、3,000円)

組合運営

ピンポイント

理事の代理人による理事会出席について

当中央会では、ホームページでも様々な情報を提供しています。ぜひ、ご利用ください。URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/> また、facebookもご覧ください。
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>

Question

組合の理事が理事会に出席できない時は、代理人を参加させることができますか。

組合の理事は個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合と委任契約を締結した者ですから、その権利の行使及び義務の履行は、理事自らの意思及び行為として行われるべきです。

また、中協法第36条の6(理事会の決議)第3項においては、組合が特に定款に定めた場合には書面によって理事会の決議に参加することができるとしていることの反対解釈からも、理事は、代理人によって議決権を行使することはできません。

Answer